

# 「あきた農林水産ビジョン」素案に関する意見募集について

令和7年12月15日

県では、「秋田の農林水産業と農山漁村を元気づける条例」（平成十五年秋田県条例第三十八号）に基づき、新たな農林水産業・農山漁村振興基本計画「あきた農林水産ビジョン」の策定を進めております。

この計画では、農林水産業を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、新たな農林政策の展開方向を示すこととしております。

この度、素案を取りまとめましたので、広く県民の皆様からご意見を募集します。

## 1 名 称

「あきた農林水産ビジョン」素案

## 2 意見の提出期間

令和7年12月15日（月曜日）～令和8年1月15日（木曜日）必着

## 3 関係資料等の閲覧方法

### （1）印刷物の閲覧場所

秋田県農林水産部農林政策課（県庁本庁舎4階）  
秋田県総務部広報広聴課（県庁本庁舎1階）  
秋田県各地域振興局総務企画部地域企画課

### （2）インターネット

秋田県公式Webサイト（美の国あきたネット）<https://www.pref.akita.lg.jp/>  
※ 「美の国あきたネット」→「部署から探す」→「農林水産部」  
→「農林政策課」→「最新情報」

## 4 意見の提出方法

郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により提出してください。

意見書の様式は別添のとおりです。

なお、電話や口頭でのご意見は受付しませんので、ご了承ください。

## 5 意見提出の際の留意事項

意見書の提出に当たっては、提出される方の住所、氏名を明記してください。

住所、氏名を明記していない場合には、提出意見として取り扱わない場合もあります。

## 6 提出された意見の公表

提出していただいたご意見については、県の考え方を付して、内容を公表します。

その際、住所・氏名は公表しません。なお、同種の意見が複数ある場合は、整理し、まとめて公表することがあります。

また、案に対する賛成、反対のみの意見については、そのような意見があったことを公表し、改めて県の考えを示すことはいたしません。

## 7 意見の提出先

秋田県農林水産部農林政策課

住所：〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

電話：018-860-1723 FAX：018-860-3842

電子メール：[nourinseisaku@pref.akita.lg.jp](mailto:nourinseisaku@pref.akita.lg.jp)